
平塚市構之内遺跡出土の銅印とその出土状況

上原正人・田中暁穂

I はじめに

古代の銅印が発掘調査に伴って出土する例は、近年の調査の増加によって増える傾向にある。ただ、土器等の年代確定の要素とされる遺物を伴って出土することはまだ充分とはいえない状況であり、いわゆる古代の銅印そのものが、その周辺の社会を見透す手がかりを示してくれる情報は、発掘調査によってもたらされるものが大きなウェートを占めている。

平塚市構之内出土の「平」の銅印は、調査によって竪穴住居址から検出されたものであり、比較的多くの考古学的情報を有す資料といえる。現在は報告書の刊行に向け整理中であるが、ここではそれに先だって銅印とその出土状況の概略を紹介するものである。

II 構之内遺跡と周辺の遺跡 (図1)

遺跡は神奈川県平塚市の砂州・砂丘と凹地が交互に連なる沖積地に立地している。古代の平塚市域は行政区分では相模国の大住郡と余綾郡にまたがり、本遺跡は大住郡に含まれる。さらに『和名類聚抄』の「国府在大住郡」の国府は、本遺跡の東約1000mの四之宮周辺とされている⁽²⁾。遺跡としては、六ノ域遺跡、高林寺遺跡、坪ノ内遺跡、稲荷前A・B遺跡、神明久保遺跡、天神前遺跡、山王A・B遺跡などが位置しており、「政庁」の位置・遺構は確認できていないものの密度の高い竪穴住居址や掘立柱建物址群を検出している。また、遺構以上に遺物の出土も多く、緑釉陶器、灰釉陶器の多量の出土は、県下はもとより隣接地域を圧倒する。近年注目された遺物としては神明久保遺跡出土の海老錠、瓦塔、山王A遺跡出土の佐波理匙があげられる。墨書土器は上記遺跡を中心に、ほぼ沖積地遺跡全般の広い範囲で検出している。その内容は「政所」、「曹司」、「国厨」や「大住」、「旧岐一」、あるいは「郡厨」が含まれる⁽³⁾。

最近の大住国府に関する研究では稲荷前A遺跡第1地点及び第2地点での6点出土の「国厨」や同遺跡第3地点の「旧岐一」等の墨書土器から国厨家をこの周辺に想定している。さらに、これらが8世紀後半以前に比定されるものであることから、すでにこの時期には国府が四之宮地域に存在していたと考えられている。また、天神前遺跡第8地点出土の「郡厨」からは同時期に郡衙が並立していた状況も考えられるが、現在のところ土器以外から推測する手だてはない。

遺構では8世紀前半と9世紀後半を構築のピークとした四之宮周辺の竪穴住居址と掘立柱建物址を合わせた1000軒以上検出の住居群を東京都府中市の武蔵国府推定地周辺の状況と比較し、このうち8世紀前半のピークを国府造営期に当てはめられること⁽⁴⁾の研究や、六ノ域遺跡を代表として竪穴

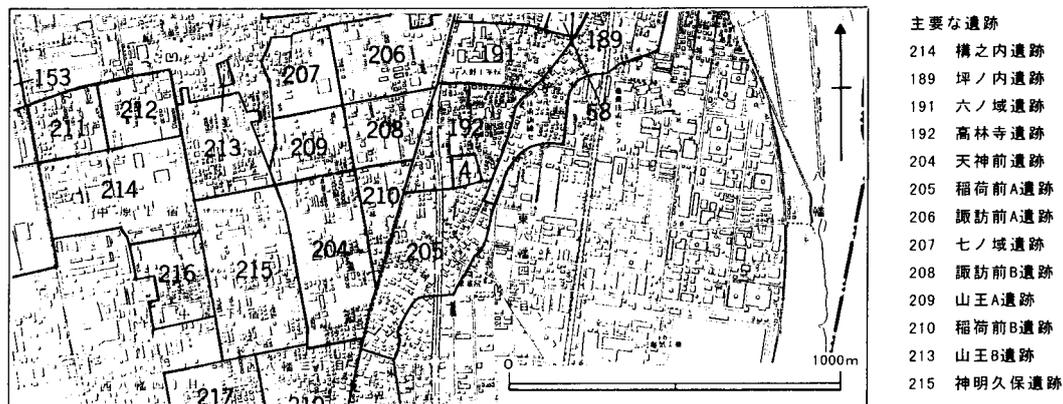


図1 遺跡地図

住居址や掘立柱建物址の棟方向の変遷が捉えられること、高林寺遺跡検出の区画溝など、各調査毎に確実に成果をあげている。

また、古代の四之宮周辺は東西に伸びた砂州列上に居住域、その砂州間の凹地下方に溝址を主体とした水利施設を構築する傾向も発掘調査から得られており、地形に沿った開発であったろうと推測されている。

Ⅲ 構之内遺跡の遺構 (図2)

構之内遺跡の発掘調査は1997年現在まで3地点で行われている。最初の調査は1990年(平成2)8月から構之内遺跡発掘調査団により行われたもので、A地区約1600㎡、B地区約2000㎡の2地区の調査であった⁽⁵⁾。この調査を第1地点とする。A地区は砂州上に立地し、縄文時代中期、奈良・平安時代、中・近世の遺構と遺物を検出している。奈良・平安時代に限ると竪穴住居址26軒、掘立柱建物址16棟、柱穴列7列、井戸址4基のほか、土壌やピット、方形の竪穴状遺構で構成されていた。B地区は9条検出された東西南北に交差する溝状遺構が主体をなし、その大部分を水田址に関わる溝と推測している。

第2地点は1990年(平成2)11月から行われた2470㎡の調査であり、100条以上の溝状遺構で構成された遺跡であった⁽⁶⁾。この溝群も南から北へ流路をとる溝とそれに直行する溝が主体を占めている。報告ではこれらの溝は水田の用水路や、畑作時の畝に関連するものと捉えている。本稿の主題である銅印を出土した地点は第3地点にあたり、1994年(平成6)5月より約1800㎡を調査した⁽⁷⁾。調査位置は第1地点A地区の西に隣接する地点で、竪穴住居址を68軒、掘立柱建物址を少なくとも4棟、井戸址を4基、硬化面と側溝から成る道路2条の他、溝状遺構、土壌、ピットを検出している。第1地点から西へ続いている居住域として理解される。

次にこれらの調査から奈良・平安時代に属す出土遺物で主なものを拾い上げてみる。第1地点B地区では、3号溝状遺構から9世紀の土師器坏に伴って検出された土師器皿の体部に「平成」カと報告された判読不明の墨書資料が出土している。同じ立地の第2地点では、9世紀前半から中葉にかけての土師器・須恵器を中心とした溝状遺構からの遺物が主体である。また、199号ピットから9世紀前半の土師器坏に伴って皇朝十二銭「富寿神寶」(初鑄818年)を出土し、さらに形態から土

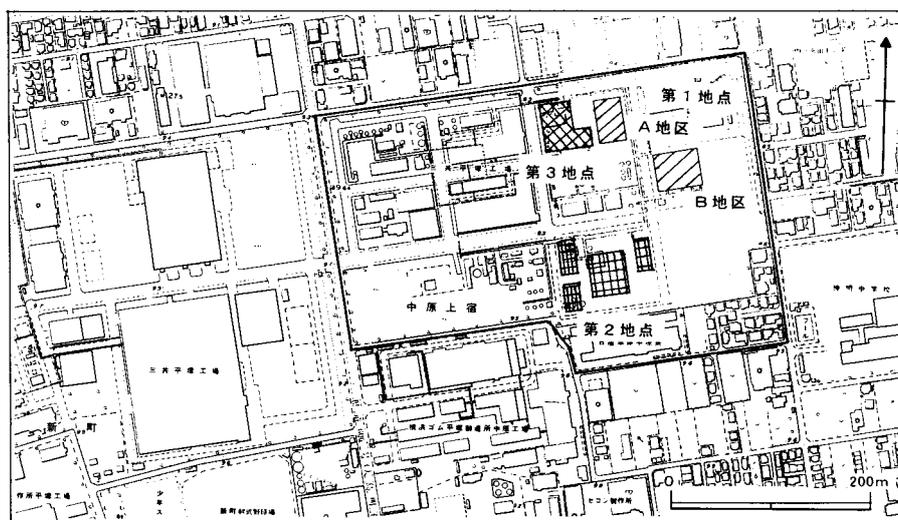


図2 調査地点位置図

墳墓の可能性も考えられる7号土壌からは9世紀前半の5点の土師器坏が纏まって出土したが、そのうちのひとつに「林」と「木」を上下に組み合わせた文字とも記号ともつかない墨書がなされていた。この墨書の意味するところは不明だが、先のピットをふくめ近接する時期に何らかの祭祀が行われていたと考えられる。さらに遺構外ではあるが8世紀後半から9世紀前半に比定される土師器坏に描かれた人面墨書の存在も祭祀行為を裏付けている。

居住域に立地する第1地点A地区は8世紀中葉から10世紀前半までの遺物が多く検出されている。居住の初源も8世紀中頃と報告されている。この居住がなされた約150年の間に竪穴住居址を26軒数えるが、密集度が濃いか薄いかは評価が分かれるところである。ただ、遺物は土器類を中心として多量に出土している。遺物だけに限るといわゆる官衙的要素が濃くなるのは9世紀中葉以降で、9世紀後半の1号竪穴住居址からは報告では図示されたものだけでも、緑釉陶器稜碗6点、灰釉陶器も碗皿類5点を数える。文字資料で目立つのは3号井戸址とそれを囲む竪穴出土の「春」の墨書土器である。覆土の下から上層にかけての出土で、9世紀後半から10世紀前半の資料である。土器類以外の目立った遺物は、9世紀後半と考えられる1号掘立柱建物址出土の鏡、遺構外出土ではあるが皇朝十二銭の「富寿神寶」、 「饒益神寶」(初鑄859年)である。

言い古されてはいるがこれらの遺物から本地点は、識字層の存在、緑釉・灰釉陶器を含む多量の土器類の消費地的な扱い、鏡・皇朝十二銭を手に入れる地位を持つものの居住域として捉えることができる。このA地区と隣接する第3地点でも同様な性格を与えることができる。なお、第3地点は現在整理作業中のため遺構毎の遺物の分析は報告に譲るが、銅印以外の主な出土遺物を列記すると、土師器、須恵器、灰釉・緑釉陶器、円面硯、鈔・石帯、皇朝十二銭「神功開寶」(初鑄765年)、「隆平永寶」(初鑄796年)、焼印「王」、などを出土している。



写真1 第3地点調査区全景



写真2 銅印出土状況

IV 竪穴住居址の遺構配置 (図3)

銅印を出土した遺構は、第3地点（以下、本地点と呼ぶ）の南西端に位置する12号竪穴住居址である。ここでは竪穴住居址を主体とした主な遺構の配置について第1地点A地区を含め見て行きたい。

本調査区内で最も目に付くのは東西に直線的に走る1号道路である。途中北へ分岐するものを2号とした。ピットや土壌などと重複し攪乱されているが最大幅6.2mの轍状の凹凸を持った硬化面を検出している。この硬化面の両側には側溝が平行し、道路の領域はこの側溝によって確認することができる。道路を覆う覆土からは宋銭が出土し、重複する遺構のほとんどもこの覆土を含んでいること、側溝内から8世紀代の須恵器を出土していることから、少なくとも8世紀から10世紀代には存在し、その後中世にはすでに廃棄されていたであろうと考えられる。さらに、本地点の8世紀から10世紀までの竪穴住居址と重複関係を持たないことから少なくとも10世紀までは道路により居住域が南と北に分断されていたものとする。これを仮に区画と呼んでおく。

この道路の南側区画には12軒の竪穴住居址が検出された。12号竪穴住居址はこのうちのひとつである。ここで注意したいのは調査範囲こそ狭いものの、竪穴住居址の竈が南東隅に構築されているものが多いことである。これは地理的な要因も考えられるが、現時点では時期的要因によるものと考えている。北の区画には本地点の3分の2ほどと第1地点A地区が含まれる。第1地点A地区では軸方向の整った竪穴住居址の間をぬって掘立柱建物址が配置される。ほぼ調査区全体にわたり遺構が整然と並んでいることから、少なくとも調査範囲内では年代を通して立地の制約があったのかもしれない。同じ視点で本地点の北の区画を見ると、竪穴住居址が重複を繰り返すいくつかの地点が目にとまる。図では少なくとも中央に2ヶ所、北側に1ヶ所の纏まりが捉えられる。これを狭い範囲での年代を通しての立地の制約と見ておきたい。この本地点と第1地点A地区の遺構配置の相違は、推測ではあるが2号道路による区画に求められるかもしれない。

以上のような道路区画の解釈をもとに12号竪穴住居址のある南の区画を積極的に評価するとすれば、北の区画から遅れて開発された新興住宅地とでもいえようか。

V 銅印出土の竪穴住居址 (図4・5)

銅印は住居址の下層の東壁の際で検出している。出土地周辺を精査したが容器に入れられた痕跡はなく、据え置かれた状況も見あたらなかった。竪穴住居址の大きさは2.41m×2.38mのほぼ方形で、現状で33cmの壁高を測った。床面は硬質の貼床で柱穴は4本確認できたが周溝は持っていない。竈を南東隅に設置し、煙道が13号竪穴住居址と重複している。出土土器類には灰釉陶器を含み、土師器を主体としたものであった。土器類の他には床下から石帯と古墳時代に見られる有孔円盤が出土している。

図示した遺物は1が床下、2が竈、3が覆土から出土したものである。いずれも4分の1程度の小破片を図上復元したものである。4は隣接する18号竪穴住居址竈から出土したもので参考として載せた。1・2の土師器坏は体部が上方に大きく直線的に開く特徴を持つ。口径は12から13cmで、底径は6cm代である。六ノ域遺跡第9地点3号土壌での一括遺物内の土師器坏の中に類似する資料が多い。報告ではこの一括資料を10世紀前半としている。3の灰釉陶器碗は刷毛塗りが施される。東濃系の製品と考える。4の灰釉陶器碗は漬けがけが施され、高台が台形になる。この4は1～3とほとんど時期差はないものと考えられる。また、18号竪穴住居址には土製竈や羽釜が竈から出土している。これらの遺物から12号竪穴住居址は10世紀前半には廃棄されたものと考えることができ、銅印は住居址廃棄後時を経ずして埋没したものとすることができる。

以上をまとめると、1. 竪穴住居址に伴うものではない。2. ただし、居住域から出土していることから銅印はすでに制作者から依頼者あるいは第三者の手に渡っているものと考えられる。3. 周辺の遺構の重複から、廃棄時より大きく隔たった年代からの混入の可能性は低いということがいえよう。

VI 「平」の銅印について

本調査区出土の銅印は印面が方形、有郭で、高さ32mm、印面一辺28mm、重さ31.8gである。鈕部に印面の天地を示す「上」の刻印はなく、蒼鈕有孔で印面に対して右に紐が振れるのが特徴である(図5-5)。印面の深さは4.4mmで、確認可能な出土印の印面の深さが平均3.73mmであることから比較的深い方と考えられる。印面は方1寸以下であることから、貞観10年6月28日太政官符の私印⁽⁹⁾の方1寸5分という規定に沿っており、私印と考えられる。

一般的な私印の意味と用途は、⁽¹⁰⁾

- ①人名を表すもの。a. 権威の表現, b. 祭祀・魔除け, c. 封印・証印という用途が挙げられる。
- ②吉祥句を表すもの。用途は祭祀・魔除けである。
- ③印文が封や証明を意味するもの。用途は封印・証印であり、例としては「印」印がある。
- ④印文が熟語を成す成語印。封印・証印がその用途である。

成語印の例としては「去邪行正」印が挙げられる。「去邪行正」という語は吉祥句として解釈することも可能なようだが、この印の用途からは吉祥句とは考えられない。

「去邪行正」印は、延喜13(913)年按察使藤原有実家から東大寺衛に宛てた3通の牒に捺され

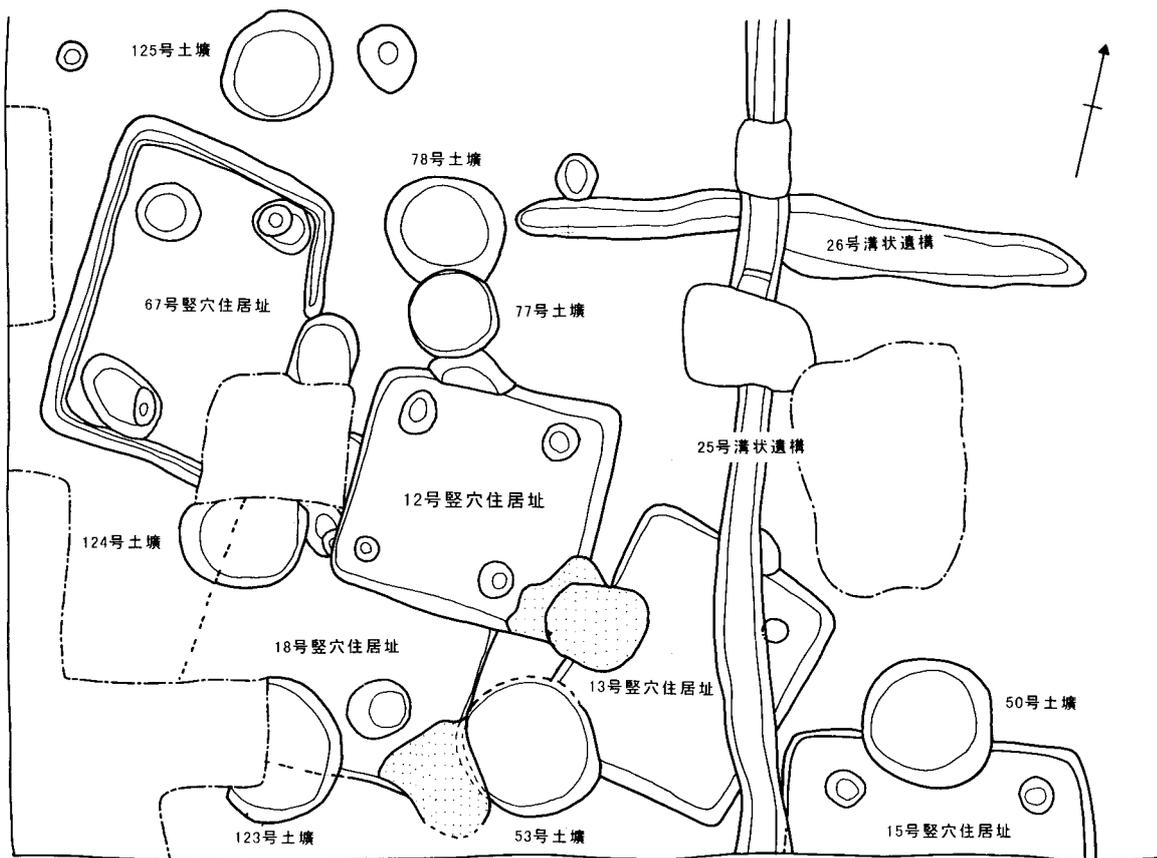
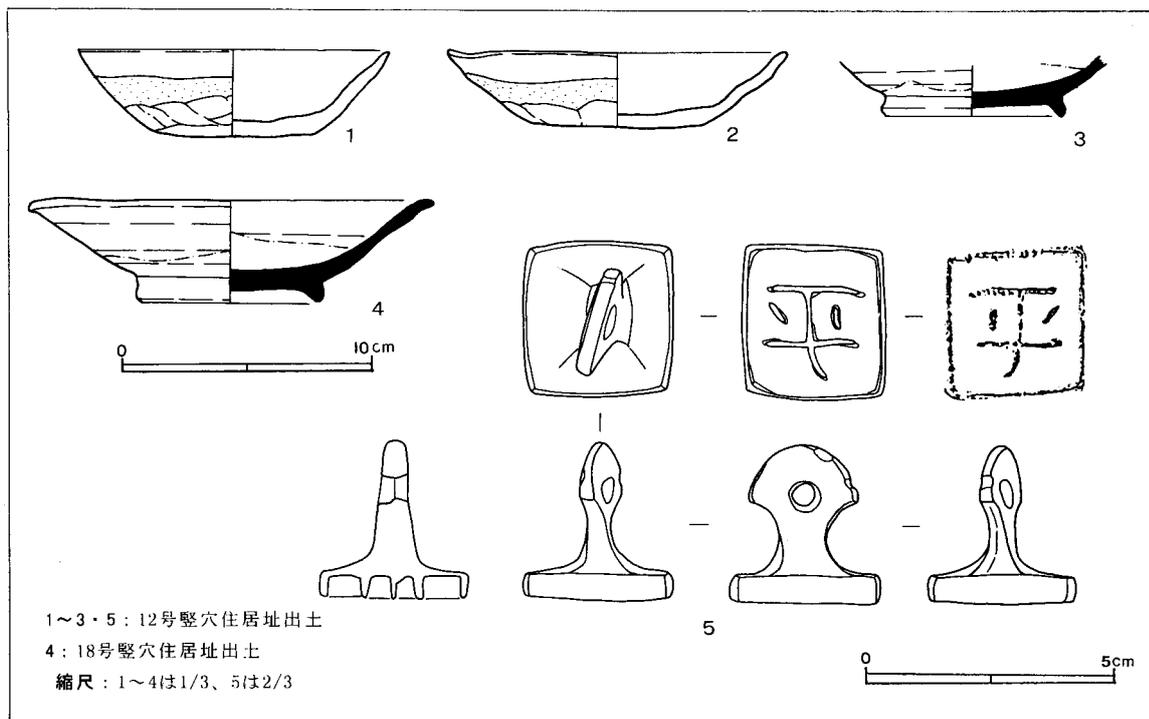


図4 第3地点12号竖穴住居址周辺図



1~3・5：12号竖穴住居址出土
4：18号竖穴住居址出土
縮尺：1~4は1/3、5は2/3

図5 出土遺物

ているものである。⁽¹¹⁾ 文書の内容は高庭庄の土地に関するもので、藤原有実家の知家事（家政機関の職員）が文書を作成している。従ってこれらの文書は家政関係の文書であり、そこに押捺されている「去邪行正」印も家印と考えられる。印文は内容証明を表したものであろう。

①-bの例としては日光男体山山頂遺跡出土の「生万」印がある。⁽¹²⁾ この印は「凡」の中に「生万」という人名が入っている（図6）。「凡」については既に則天文字や道教の呪符の影響を受けた字形で「凡」の中に漢字を入れた形で吉祥・魔除け的に用いられたと指摘されている。⁽¹³⁾ ②の用例は滋賀県栗太郡辻遺跡出土の「内真」という印であるが（図7）、印面に文字を正位で浅く彫りつけている点で通常の印とは異なっており、出土状況も小ピットに埋納するという形で、地鎮等の祭祀・儀礼に伴うものと考えられている。⁽¹⁴⁾

国立歴史民俗博物館による調査において、本銅印より赤色顔料が検出されず、印の観察から印面等の摩擦など使用痕が見られないことから、本銅印は使用頻度が極めて低かったか、全く使用されなかったと推定される。この結果、私印の意味・用途の中でも印の実際の使用を前提とする①-c、③や、また本印が一字印であることから2字以上なければ成立しない④成語印ではないと考えられる。従ってここでは①（a・b）、②の可能性について考察してみたい。まず、本印の文字を観察すると、「平」と「乎」という文字が考えられる。しかし本印の文字は簡略な字体であるため、字体によってどちらかに決定することは難しい。そこで文字の意味から考察していきたい。

①の人名を表す場合では「乎」と解釈した場合、氏族名としては見られず、名に使用される文字である。「乎」を人名として使用する例は奈良時代に非常に多く見られ、正倉院文書には戸籍・写経所文書に見られる。相模国では大田部直乎多麻呂という人物が宝亀2（771）年3月8日沙弥慈窓経師貢進文に見える。⁽¹⁵⁾ 平安時代には長徳4（998）年某国戸籍に忍海乎丸（『平安遺文』9-4577・4578）、『小右記』萬寿4（1027）年2月19日条に乎能という僧侶名が見えるが、「乎」を使用する人名は管見の限り減少している。

「平」と解釈した場合、本印が出土遺構の竪穴住居址の年代から印の年代の下限が10世紀前半であるので、東国という地域性から平氏を表す可能性がある。平基世が仁和3（887）年2月17日に

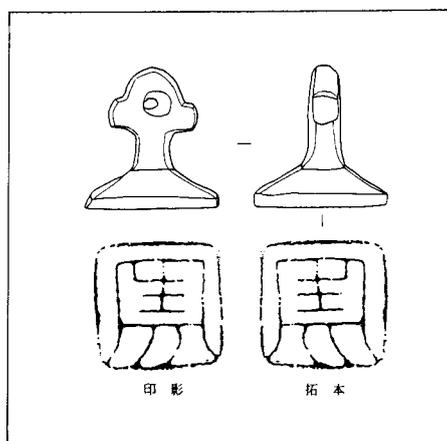


図6 日光男体山山頂遺跡「生万」印

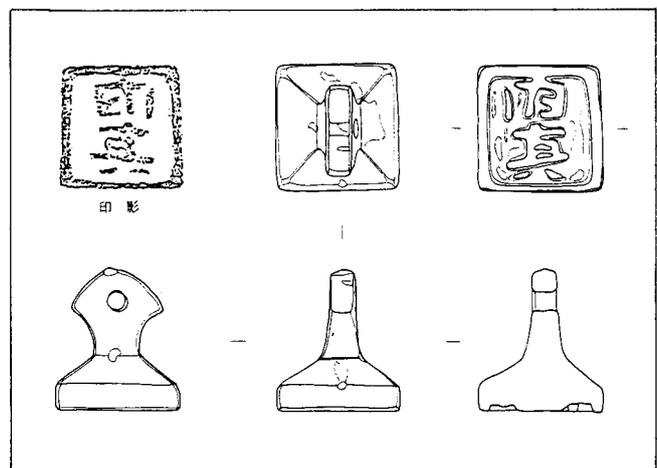


図7 辻遺跡「内真」印

相模権介に任命されているが、当該期の相模国司任命には特に目立った傾向はなく、他の文献資料からも平氏が相模国に土着したことを積極的に示す資料はない。前述の「生万」印のように氏族名ではなく「平」を冠する名を印とする例を考えると、本印も平氏ではなく他氏族の人名を表す可能性はある。10世紀前半より遡るが承和～貞観年間に相模国では大住郡・高座郡大領として壬生直氏がおり、また郡司ではないかと思われるものには他に大神朝臣というのも見える。本印は壬生直氏、大神朝臣氏の何者かが自らの名を印としたとも推測できる。

②の吉祥句の場合では、「乎」は『大漢和辞典』第1巻によれば、疑問・詠嘆など助辞としての意味しか持たない。一方「平」は『大漢和辞典』第4巻によると、正しい、静か、整う、治まる、等しくする、定める等の吉祥的な意味を持つ。以上のように「乎」は印文として適当ではなく、本印文は「平」と推定される。また印文の意味としては①人名とした場合、氏族名の平氏を示すか、或いは在地有力者層である壬生・大神をはじめとする氏族の人物が自らの名を印とした可能性がある。また、②吉祥句とした場合も考えられる。

本調査区では墨書土器が10点以上出土している。その詳細な調査は今後に期待されるが、本印に関連すると思われる墨書土器を挙げてみたい。

出土した墨書土器の中で注目されるのは、「平」という墨書土器で2点出土している。1点は「平」とのみ記されるが、もう1点は「生」と同じ土器に記されている。この土器は体部外面に「生」と底部内面縁辺に「平」と記されている。「生」という墨書土器は他に1点出土している。また「王」という焼印が出土しており、やはり「王」という墨書土器も出土している。出土印と墨書土器のこのような関係は他にも見られる。

千葉県八日市場市柳台遺跡⁽¹⁹⁾からは「王酒私印」という銅印と「王」と記された墨書土器が出土し、また群馬県下芝五反田Ⅰ遺跡からは「犬甘」の銅印と「犬」という墨書土器が出土した⁽²⁰⁾。これらは一字印ではなく、一字印である本印に援用できるものか不安もあるが、同一遺跡から出土する銅印と墨書土器が何らかの関係を有することは推定できよう。

平塚市内の遺跡からは墨書土器が多量に出土しているが、その出土傾向として同一文字がある程度まとまった数量で出土するというのが挙げられる。具体的には以下ようになる。

神明久保遺跡－「吉」8点、竪穴住居址より出土

中原上宿遺跡－「井」，竪穴住居址より7点，不明遺構より5点他

四之宮下郷－「垂」，竪穴住居址より3点，井戸址より3点他

高林寺k3－「井」，竪穴住居址より3点他

六ノ域R3－「福」21点，20号掘立柱建物址より出土

このように、平塚市内では同一文字の墨書土器がまとまって出土する場合、一遺構から数点に出土する傾向が見られ、またこの場合墨書する部位も土器外面が比較的多い。文字についても「井」をはじめとして「福」「吉」など吉祥句・魔除けの意味を持つものである。これらの墨書土器は祭祀・儀礼に使用された可能性が強い。

本調査区に東接する第2地点の9世紀後半から10世紀前半と推定される2号・3号井戸址の関連遺構からは「春」の墨書土器が7点出土している。報告においてこの遺構は井戸関連施設かとされており、墨書土器も祭祀に供献されたとしている⁽²²⁾。「春」の墨書土器はこの調査区では計12点出土

しているがいずれも土器外面に墨書するという共通点がある。同一文字の墨書土器が井戸関連施設という一遺構からまとまって出土し、いずれも土器外面に墨書するという特徴は、前述の平塚地域の吉祥句を記した墨書土器の出土傾向に一致している。第1地点A地区と本調査区は位置が隣接しているということから何らかの関連があると推測できるのだが、本調査区では「平」などの墨書土器以外に「本」や「千」、「大」などの墨書土器が出土しており、点数にまともは見られないものの、その文字内容、隣接地区の墨書土器の傾向などから、吉祥区的意味ととらえられるのではないか。

本調査区の詳細な検討がなされていない段階で「平」印の意味を決定することはできないが、可能性としては、人名を意味し、権威の象徴、祭祀・魔除けという用途を持つか、吉祥句として祭祀・魔除けに用いられたと考えられる。また本調査区出土の墨書土器についてもその性格は判明していないが、全体として吉祥句的性格をもつ可能性が高いと思われ、前述した出土印の他例を鑑みるに「平」印の意味に何らかの関連を持つと考えられる。

本印の鑄造場所については、構之内遺跡に隣接する山王B遺跡第1地点がひとつの候補として挙げられるだろう(図1)。報告によれば、⁽²³⁾官衙関連の鑄銅工房と見られる。遺跡の年代としては8世紀前半から11世紀後半である。遺跡の特徴は銅滓が多量に出土していることで、平塚市内でもこのような遺跡はほとんどないようである。また埴塙などの鍛冶関連遺物が出土している。銅滓が集中して出土する竪穴住居址の年代は10世紀初頭と中頃で、埴塙の出土している住居址は9世紀前半と中頃である。この山王B遺跡の南には神明久保遺跡が位置しているが、こちらは鉄滓が多量に出土しており、鍛冶関連工房とされている。

この山王B・神明久保の二遺跡は相模国府の中心の一候補地である高林寺遺跡からは約1kmと近く、山王B遺跡からは緑釉陶器の稜碗、多量の転用硯が出土している点から、報告では鍛冶炉が発見されなかった点に注意しながらも、官営工房と評価している。したがって山王B遺跡・神明久保遺跡一帯は官衙鍛冶工房とされている。⁽²⁴⁾一方、現在印の鑄型が出土している遺跡は福島県番匠地久世原館跡、群馬県上野国分僧寺・尼寺中間地域遺跡、埼玉県台耕地遺跡、千葉県谷津遺跡の4ヶ所である。中でも番匠地久世原館跡は平安時代の鍛冶炉が発見され、郡印・私印・鏡などの鑄型が出土している。⁽²⁵⁾遺跡の性格は、郡印の鑄型が出土し、周辺に工房群とされる遺跡が点在し、郡衙から7kmの比較的近距离であることから官営工房とされている。山王B遺跡は銅印の鑄型が出土していないという点で番匠地久世原館跡と異なるが、官営鍛冶工房という共通の性格は、番匠地久世原館跡同様に、私印を鑄造していた可能性を示唆している。

「平」印を鑄造した工人については官営工房に属する工人が推測できるが、谷津遺跡の報告では⁽²⁶⁾出土した鑄型の調査、遺構の検討などから、「谷津遺跡の鑄銅工人の組織が定住していたものとは、その需要や規模などから考えがたい。各地を移動し、在地豪族などの注文により、鑄銅物を製作していたもの」としている。構之内遺跡出土の銅印については、官営工房付属工人、移動専門工人、また在地有力者に属する工人も考えられる。この問題については現段階では可能性のみ指摘しておきたい。

Ⅶ おわりに

以上、結論めいたことは何一つ導き出せず、銅印とそれを出土した遺跡の紹介に終わってしまったが、これも本稿の目的のひとつである。また、いくつかの問題点も浮かび上がってきた。

ひとつは出土地の性格である。神奈川県内では本例を含め3例の銅印が検出されているが、ひとつは厚木市飯山の「傾斜地で、銅印を使用するような建物の存在の可能性」が低い地点での例がある。⁽²⁷⁾山芋掘りの際に出土したものであることから、出土地の性格は今後の調査に委ねる他はないものの本地点の例とはあまりにも状況を異にする。もうひとつは大磯町馬場台遺跡の灰溜まり土壌からの出土で、廃棄の可能性を示唆する。⁽²⁸⁾これらの3態が銅印の持つ性格に由来することは明確であるがその内容は今後に待たなければならない。

もう一つは銅印製作者＝工人と使用者の関係である。工人に関しては鋳型の出土とその遺構の成果を待たなければならないであろう。使用者に関しては文字資料の比較が有効と考える。いずれも今後の調査に期待することが大きいだが、本例が今後の研究資料の貴重な一例として加えられることになったと考えている。

(執筆分担 I～V・Ⅶ：上原 VI：田中)

〈謝辞〉本稿を作成するにあたり、銅印の観察について貴重な教示をいただいた国立歴史民俗博物館 平川南氏、永島正春氏、府中市郷土の森博物館 深澤靖幸氏 また、調査報告整理中にも関わらず資料掲載を許諾していただいた平塚市教育委員会、ならびに、小稿をまとめるにあたっては平塚市立博物館 明石新氏、平塚市真田・北金目遺跡調査会 若林勝司氏、平塚市遺跡調査会 栗山雄揮氏、同会菅沼圭介氏には多大な協力と貴重な御教示を賜った。末尾ながら記して感謝の意を表する次第である。

註

(1)——『和名類聚抄』(935年)巻五

(2)——明石 新 1995「相模国府城の様相—国府城内の集落の分析をとおして—」『考古論叢神奈河』第4集 神奈川県考古学会

明石 新 1996「相模国「国厨家」について—平塚市四之宮所在の稲荷前 A 遺跡の性格について—」平塚市博物館研究報告『自然と文化』第19号 平塚市博物館

(3)——「政所」「曹司」は高林寺遺跡第3地点。小島弘義 1985「四之宮高林寺Ⅱ」『平塚市埋蔵文化財調査報告書』第2集 平塚市教育委員会

「曹司」は中原上宿遺跡。明石 新他『中原上宿』中原上宿遺跡調査団

「国厨」は稲荷前 A 遺跡。明石 新 1993「稲荷前 A 遺跡第1地点」『平塚市埋蔵文化財シリーズ』23 平塚市遺跡調査会 明石 新 1995「稲荷前 A 遺跡第2地点」『平塚市埋蔵文化財シリーズ』27 平塚市遺跡調

査会

「旧鼓一」も稲荷前 A 遺跡 明石 新 1995「稲荷前 A 遺跡第3地点」『平塚市埋蔵文化財シリーズ』27 平塚市遺跡調査会

「郡厨」は天神前遺跡 上原正人 1996「天神前遺跡第8地点」『平塚市埋蔵文化財調査報告書』第13集 平塚市教育委員会

(4)——註2と同じ

(5)——第1地点の調査成果は以下の報告書による。河合英夫・田村良照他 1994『神奈川県平塚市 構之内遺跡発掘調査報告書』三共株式会社 構之内遺跡発掘調査団

(6)——第2地点の調査成果は以下の報告書による。若林勝司 1993「構之内遺跡第2地点の調査成果」『新町遺跡他発掘調査報告書—三共株式会社平塚工場建設に伴う発掘調査—』三共株式会社 平塚市遺跡調査会

- (7) — 第3地点の調査成果の数値は以下の発表要旨による。上原正人 1995「平塚市構之内遺跡」『第19回 神奈川県 遺跡調査・研究発表会 発表要旨』神奈川県考古学会 川崎地区準備委員会
- (8) — 青地俊朗 1992「真土六ノ城遺跡Ⅲ—第9地点—」『平塚市埋蔵文化財シリーズ』20 平塚市 平塚市遺跡調査会
- (9) — 『類聚三代格』卷十七
- (10) — 木内武男 1983『印章』柏書房、高島英之 1994「大磯町馬場台遺跡出土の銅印についての覚え書き」『大磯町史研究』第3号 大磯町、平川南 1995「古代印の編年を目指して」『全国埋文協会報』No.41
- (11) — 『平安遺文』1-208, 209, 210 東南院文書4-1
- (12) — 日光二荒山神社 1963『日光男体山山頂遺跡発掘調査報告書』
- (13) — 平川 南 1991「墨書土器とその字形—古代村落における文字の実相—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集
- (14) — 註10の平川氏論文、『滋賀埋文ニュース』89 1987
- (15) — 大日古6-126
- (16) — 『日本三代実録』仁和3年2月17日条
- (17) — 大住郡大領としては壬生直広主が『続日本後紀』承和7年2月25日条・同10年3月23日条、『日本三代実録』貞観元年3月23日条に見られ、高座郡大領としては壬生直黒成が『続日本後紀』承和8年8月4日条に見られる。
- (18) — 『日本三代実録』貞観元年3月5日条に壬生直広主とともに大神朝臣田仲麻呂がみられる。
- (19) — 飯塚地区内遺跡調査団 1986『千葉県八日市場市飯塚遺跡群発掘調査報告書第IV分冊』
- (20) — 群馬県教育委員会 1996「『新発見考古速報展'96』群馬県地域展示—群馬発掘最前線—」
- (21) — 小島弘義 1985「古代相模国出土の墨書土器」『國學院大學考古学資料館紀要』第2輯
- (22) — 註5に同じ
- (23) — 細野高伯他 1987「四之宮山王B遺跡」『平塚市埋蔵文化財シリーズ』4 平塚市教育委員会 平塚市遺跡調査会
- (24) — 註2の明石氏1995論文と同じ
- (25) — 猪狩忠雄・吉田生哉 1997「磐城郡家とその周辺」『第23回 古代城柵官衙遺跡検討会資料』
- (26) — 千葉市教育委員会 1984『千葉市文化財調査報告書第10集 谷津遺跡』本文編
- (27) — 相羽 勝 1992「厚木市飯山出土の銅印」『文化財ノート』第2集 伊勢原市教育委員会
- (28) — 高島英之 1994「大磯町馬場台遺跡出土の銅印についての覚え書き」『大磯町史研究』第3号 大磯町

図・写真出典

- 図1 平塚市遺跡分布地図(平塚市教育委員会発行 1993年12月31日現在)
- 図2 平塚市都市計画基本図(平塚市発行)「八幡」,「中原」を合成。
- 図3 註5, 註7の文献を加筆・合成
- 図4 平塚市教育委員会提供の原図をトレース
- 図5 1~4:平塚市教育委員会提供の原図をトレース 5:国立歴史民俗博物館 1996『日本古代印集成』P105, P271より
- 図6 国立歴史民俗博物館 1996『日本古代印集成』P254より
- 図7 図6に同じ P289
- 写真1・2 平塚市教育委員会提供

上原正人・田中暁穂

(平塚市真田・北金目遺跡調査会, 国立歴史民俗博物館研究部プロジェクト研究調査協力者)